

各 位

会 社 名 株式会社 ジー・モード 代表者名 代表取締役社長 宮路 武 (JASDAQコード2333) 問合せ先 役職・氏名 取締役管理本部長 善村 賢治 電 話 03-5456-3780

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主 (親会社を除く。) 又はその他の関係会社等の商号等

(平成23年6月24日現在)

		議	決権所有割合(発行する株券が上場され	
名 称	属 性	直接所有分	合算対象分	計	ている金融商品取引所等
イアホールテ゛ィン ス株式会社	親会社	56. 84	1.00 (注)	57. 84	株式会社東京証券取引所 マザーズ市場

- (注)議決権所有割合は平成23年3月31日現在の数値を記載しております。
- (注)株主間契約に基づき同社の意思と同一内容の議決権を行使することに同意している当社代表取締役社長 宮路 武 が所有する議決権割合 1.00%を合算対象分として記載しております。
- (注)株式会社アプリックスは平成23年4月1日付けでガイアホールディングス株式会社に商号変更しております。

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

当社は親会社であるガイアホールディングス株式会社(以下、ガイアホールディングスという。)を中心とした企業グループに属しております。同企業グループは世界中で多くの人々が利用する携帯電話やパーソナルコンピュータなどの民生用電子機器に向け、ソフトウェア基盤技術を研究開発し販売することを中核事業に据え、その技術を利用する多種多様のコンテンツ・サービスを世界中の人々に提供する事業を展開しており、当社は同企業グループ内においてコンテンツ・サービス関連事業の中核を担っております。

当社とガイアホールディングスはいずれも携帯電話を主要なターゲットとしており、事業内容は密接な関係にありながらも、事業領域において直接的な競合はなく、業務資本提携を推進する上での両社間の位置付けは、協力関係を保ちながら両社が持つ製品・サービスを融合させることで、新しい価値を創造するという相互補完関係にあります。また、日常の事業活動につきましては、それぞれ独自の経営方針および経営戦略に基づき、独立した事業活動を展開しております。

平成23年6月23日開催の当社定時株主総会において選任された当社取締役7名のうち、1名は同社の取締役を兼任する社外取締役ですが、これは同社との業務上のシナジー効果を着実に拡大していくためのものであり、その就任状況は当社独自の経営判断を妨げるものではなく、また、当社取締役のうち、宮路武、善村賢治の両名はガイアホールディングスの非常勤取締役に就任しておりますが、当社における重要な意思決定は、取締役会規則及び善管注意義務を遵守する取締役の合議制により為されており、親会社に影響されることなく、独立して意思決定を行っております。さらに、親会社から独立した立場の社外取締役1名、社外監査役3名による経営監視体制を構築するとともに、監査役1名が社内に常勤し、取締役の意思決定過程を

適時監査しており、独立性を担保しております。なお、親会社ならびに同企業グループ各社から当社への出向者はおりません。

今後は緊密な協力関係を保ちながら、携帯電話向けソフトウェア・コンテンツ関連事業における両社の技術力の融合や新たな機能・サービスの共同開発を推進することで、相互補完的かつ相乗的な効果を発揮し、両社の収益機会の大幅な拡大を実現するとともに、同企業グループの中核として、より高い競争力を有する企業を目指してまいります。

【役員の兼務状況】

(1) 親会社等から当社への役員派遣(平成23年6月24日現在)

当社での役職	氏 名	親会社等での役職	就任理由
取締役副社長	郡山 龍	が イアホールディングス 株式会社 代表取締役 兼 取締役社長	経営者としての見識に裏付けられた経営 上有益な助言、意見を得るとともに、親会 社であるガイアホールディングス株式会 社のグループ企業との協業やシナジーに よる企業価値の向上に資するため。
取締役 (非常勤)	鈴木 智也	ガイアホールディングス 株式会社 取締役	モバイル分野における研究開発に精通し、 役員としての経験と知見等を有すること から、専門的かつ実践的な見地から経営に 関する助言を得るため。

(2) 当社から親会社等への役員派遣(平成23年6月24日現在)

親会社等での役職	氏 名		当社での役職	就任理由
取締役 (非常勤)	宮路 武	ţ	代表取締役社長	経営体制を強化するとともに、事業シナジ ーの効果を着実に拡大していくため。
取締役 (非常勤)	善村賢	治	取締役	経営体制を強化するとともに、グループ企 業内における業務の効率化を推進するた め。

3. 支配株主等との取引に関する事項

平成23年3月31日現在において記載すべき該当事項はありません。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社が同企業グループと営業取引を行なう際には、新規取引開始時及び既存取引の継続時も含め、少数株主保護の観点から取引条件等の内容の妥当性を、その他第三者との取引条件との比較などから慎重に検討して実施しております。具体的には、第三者との取引条件と総合的に比較検討し、妥当な条件であることを親会社から独立した立場の社外取締役も参加する取締役会に付議し決定しております。

以上